

学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業

平成29年度予算額:85百万円(前年度予算額81百万円)

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等から共生社会の実現のために障害者理解の推進が求められているところであり、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習の推進が必要である。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたユニバーサルデザイン2020の中間とりまとめにおいては、障害者理解(心のバリアフリー)の重要性が示されており、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習を進めることで、障害者理解(心のバリアフリー)を推進し、共生社会の実現を目指す。

さらに、本事業は、specialプロジェクト2020の取組も推進するものである。

障害のある子供とない子供がスポーツ、文化・芸術活動を通じ、障害者理解の推進や交流及び共同学習のより一層の充実を図る。

■スポーツによる交流及び共同学習

①障害者スポーツ等の体験学習

共に障害者スポーツによる体験・交流等を通じ、障害者理解を推進する。

②障害者アスリート等との交流

障害者アスリートや義肢装具などの用具に携わる専門家を学校等に招き、交流する機会を設けるほか、障害者を支える仕事に触れることを通じ、障害に対する理解を深めるとともに、社会参加の在り方を考察する。

■文化・芸術による交流及び共同学習

①文化・芸術の体験学習

共に合奏する等の音楽活動や共に絵を描く等の造形活動など文化・芸術による体験・交流等を通じ、障害者理解を推進する。

②障害のある芸術家等との交流

障害のある芸術家、演奏家等を学校等に招き、交流する機会を設け障害者理解を推進する。

※モデル地域の設定(以下のいずれかを主たる研究事項とする)

- ①特別支援学校と幼、小・中・高等学校等との交流及び共同学習
- ②特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習

※事業実施に当たっての留意点

・モデル地域においては、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進を図ること。

・小・中・高の児童生徒の発達の段階を踏まえ、障害者理解のねらいを明確にした上で、事業を実施すること。

・障害のある子供と障害のない子供それぞれの交流及び共同学習の評価の基準について検証すること。

※「交流及び共同学習」の機会については、体育、図工・美術、音楽等の教科や総合的な学習の時間等での取組が考えられる。

地域の取組を総合的に支援

(都道府県・市町村教育委員会・国立大学法人等)

委託

文部科学省

●委託先件数
26箇所

子供たちの社会性や豊かな人間性を育み、多様性を尊重する共生社会の実現を目指す